

水洗便所改造資金融資あっせん制度

上下水道局では、下水道に少しでも早く接続してもらえるように、既設住宅の排水設備工事にかかる費用の融資をあっせんしています。

●融資あっせんの限度額 100万円

●便所以外の水回り改修工事にも利用化

●返済期間は最長80カ月

償還方法は、借りた月の翌月から元金均等分割

例) 100万円の融資を受け80カ月で返済する場合は毎月12,500円の返済

●利息は市が全額負担



●融資あっせんの条件

1. 自らが居住する住宅の改造工事（新築工事は除く）であること。事業所・集合住宅は除く。
2. 店舗兼住宅の場合は、住居の部分の改造工事のみを対象とする。
3. 便所及び台所・風呂場等の雑排水を同時に接続する工事であること。
4. 納期が到来した市税、水道料金、下水道使用料、受益者負担金等を完納していること。
5. 融資あっせん資金の償還能力を有すること。 ※工事開始前に融資機関で融資の審査が必要です。
6. 市に対する連帯保証人が1名必要 ※連帯保証人の条件は次ページを参照してください。
7. 供用開始から原則3年以内の工事であること。
※3年以内に工事ができなかった場合は、その理由を融資あっせん申請書に記載してください。
8. 暴力団員ではないこと。

●融資あっせん制度を利用できる金融機関

下記の金融機関の本・支店

- ・東邦銀行 ・第四北越銀行 ・常陽銀行 ・福島銀行 ・大東銀行
- ・会津信用金庫 ・会津商工信用組合 ・東北労働金庫
- ・会津よつば農業協同組合



詳しい利用条件は次ページをご覧ください。

◆申請

- ・融資あっせん申請を希望する方は、排水設備工事公認業者を通じて排水設備等計画確認申請書を提出するときまでに申請してください。

◆融資あっせんの申請に必要な書類

- ・融資あっせん申請書
- ・公認業者が作成する排水設備工事費内訳書
- ・直近2年分の納税証明書（申請者・連帯保証人）
- ・連帯保証人の印鑑証明書
- ・連帯保証人の弁済能力を確認できる書類。（所得・課税証明書等）
- ・その他必要と認める書類

◆連帯保証人

- ・連帯保証人は、申請者が融資あっせんの決定を受け、融資機関から水洗便所改造資金を借り受けた場合において、当該融資機関と会津若松市上下水道局が締結した水洗便所改造金融資に関する利子補給及び損失補償契約の規程に基づき当該融資機関の債権が会津若松市上下水道局に譲渡されたときは、会津若松市上下水道局に対して借主の債務を保証し、借主とともに連帯して履行の責を負うことになります。
- ・連帯保証人の条件は次のとおりです。
 - (1) 市内に居住し独立の生計を営む者。
 - (2) 成人している者。
 - (3) 市税、水道料金、下水道料金、受益者負担金等を完納していること。
 - (4) 弁済の資力があると認められる者。

◆つなぎ融資

- ・借入者が返済の途中で死亡した場合は、残金について連帯保証人はつなぎ融資を受けることができます。
- ・返済条件は、借入者と同じ条件になります。
- ・上下水道局への申請後、融資機関の審査があります。

◆融資機関の審査

- ・工事の前に市が交付する融資あっせん予定通知書を添えて融資機関へ融資の申込みをし、融資の審査を受けてください。
- ・審査の結果は融資機関より上下水道局と申請者へ通知されます。
- ・融資機関の審査によっては融資を受けられない場合があります。
- ・融資が実行されるのは、工事完了後です。
- ・審査結果の有効期限が融資機関によって定められています。有効期限が切れると再審査が必要な場合があります。融資機関に確認してください。
- ・融資の事前審査は融資を確約するものではありませんので、ご注意ください。

◆次のいずれかに該当するときは上下水道局に届出が必要です。

- ・申請者又は連帯保証人が死亡したとき。
- ・申請者又は連帯保証人の氏名、住所又は連絡先が変更したとき。
- ・申請者又は連帯保証人が仮差押え、仮処分、強制執行、破産手続き開始の決定、競売の申立等を受けたとき。
- ・連帯保証人が要件を欠いたとき。
- ・連帯保証人を変更しようとするとき。
- ・返済の途中で改造工事をした建物を他人に譲渡したとき、若しくは下水道の利用を廃止や中止をしたとき。
- ・申請者又は連帯保証人の身分又は財産に重要な変動が生じたとき。

【手続きの流れ】

① 排水設備公認業者へ工事見積依頼



○会津若松市公認排水設備工事業者に工事を依頼してください。

② 排水設備確認申請・融資あっせん申請

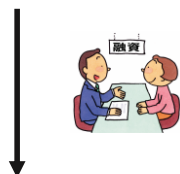


○公認業者から工事に関する書類を添えて申請書を提出してもらいます。

③ 融資あっせん予定通知

○申請内容を審査のうえ、上下水道局から申請者へ「融資あっせん予定通知書」を送付します。

④ 融資申込



○審査結果の通知があるまでは工事を開始することはできません。

⑤ 工事着工・完成・検査



⑥ 融資あっせん決定

○工事の検査合格を確認した後で「融資あっせん決定通知書」を申請者へ送付します。

⑦ 融資機関と融資契約

○「融資あっせん決定通知書」を融資機関へ提出し、融資機関の定める手続きにより契約してください。

お問い合わせ：会津若松市神指町大字黒川字石上33番地の2
会津若松市上下水道局下水道施設課下水道管理グループ
電話0242-23-9507